

下水道施設の包括的管理委託検討部会設置運営要綱（案）

制 定 令和 2 年 月 日（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市下水道事業経営研究会運営要綱（以下、「研究会運営要綱」という。）第 6 条に定める横浜市下水道事業経営研究会（以下、「研究会」という。）の検討部会として、下水道施設の包括的管理委託検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置運営するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）の担当事務のうち、検討部会は、次の各号に定める専門事項について調査研究及び審議するものとする。

- （1）下水道施設の包括的管理委託の業務内容に関する事
- （2）下水道施設の包括的管理委託の受託候補者の評価に関する事
- （3）下水道施設の包括的管理委託の運用に関する事
- （4）その他下水道施設の包括的管理委託に関する専門事項を調査研究及び審議させるため、研究会が必要と認めた事項

2 研究会運営要綱第 6 条第 4 項の規定により、前項の担当事務については、当該検討部会の議決をもって研究会の議決とする。ただし、次回の研究会に報告するものとする。

（部会員）

第 3 条 研究会運営要綱第 6 条第 2 項に定める検討部会の委員（以下、「部会員」という。）は、次に掲げる者のうちから、研究会の座長が指名する。

- （1）下水道施設の包括的管理委託について識見を有する者
- （2）前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 部会員の代理は、認めないものとする。

（会議の公開）

第 4 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、検討部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(部会員の責務)

第5条 部会員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 部会員は、直接間接を問わず、応募した者及び応募することが見込まれる者と評価に関して接触してはならない。
- 3 部会員は、第2項において応募した者との関与が認められる場合、その他公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合は、その職を辞さなければならない。
- 4 部会員は、検討部会を通じて知り得た情報を公表してはならない。この職を辞した後も同様とする。ただし、横浜市及び検討部会が公表した情報についてはこの限りでない。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、環境創造局下水道施設部下水道施設管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年 月 日から施行する。